

プロジェクト	グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応（当期税金）
項目	公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会では、2023 年 11 月 17 日に実務対応報告公開草案第 67 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本公開草案に対するコメントは 2024 年 1 月 9 日に締め切られ、9 通のコメント・レター（団体等 7 通、個人 2 通）が寄せられた。当委員会では、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。
3. 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。

公開草案を再度公表することの必要性

4. 公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 20 条第 5 項では、以下のとおり記載されている（文中の「委員会」とは、「企業会計基準委員会」を指す。）。

「企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。」

そのため、本公開草案の公表以後に修正した項目について、公開草案を再度公表する必要性の有無を検討する必要がある。

5. 本実務対応報告については、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
① グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等に	グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等については、対象会計年度となる連結会計	下線部分を追加した。 グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等については、対象会	公開草案に寄せられたコメントを踏まえて損益に計上することを明確化するものであり、

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
ついて損益に計上することの明確化	年度及び事業年度において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき当該法人税等の合理的な金額を見積り計上する。	計年度となる連結会計年度及び事業年度において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき当該法人税等の合理的な金額を見積り、 <u>損益</u> に計上する。	本公開草案の提案内容を変更するものではなく、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
②中間財務諸表における取扱い	記載なし。	本公開草案において、中間財務諸表におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理については、その取扱いを明確に示していなかったことから、中間財務諸表においても、当面の間、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことができることを明確にした。	公開草案に寄せられたコメントを踏まえて中間財務諸表における取扱いについて明確化するものであり、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
③連結損益計算書における表示	<p>連結損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）を示す科目に表示することを提案した。</p> <p>また、連結財務諸表におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等については、グループの利益（所得）に対する課税額という点では、他の法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）と同様であるため、区分表示又は注記を求めないことを提案した。</p>	グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要な場合には、注記を求めることとした。	公開草案に寄せられたコメントを踏まえて、情報の有用性及び追加的なコストも勘案して行った変更である。開示に関する追加的なコストは大きくないと考えられることを踏まえると、再公開草案を行うほどの重要性はないものと考えられるため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
④ 四半期財務諸表における注記を求める要件	<p>本公開草案では、四半期会計期間において、本公開草案第7項の適用対象となるかどうかの判断が困難な場合があること及び財務諸表利用者に対してより有用な情報を提供することを目的として、次の2つの要件を満たす場合に、四半期財務諸表において注記をすることを提案した。</p> <p>(1) 前連結会計年度及び前事業年度においてグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上している。</p> <p>(2) 当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間において、当連結会計年度及び当事業年度におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要であることが合理的に見込まれる。</p>	<p>左記(1)及び(2)の要件をともに削除し、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間において、本実務対応報告第7項を適用するときは、その旨を注記することとした。</p>	<p>公開草案に寄せられたコメントに対応して、当該注記の要件を削除したものである。これにより情報の有用性が増加すると考えられる一方、実務上の負担が大きく増加することにはならないと考えられ、また、四半期財務諸表における注記を求めるという公開草案の提案を変更するものではないことから、再公開草案を行うほどの重要性はないものと考えられる。このため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。</p>
⑤ 中間財務諸表における注記	記載なし。	<p>本公開草案において、中間財務諸表における注記については、その取扱いを明確に示していなかったことから、中間財務諸表においても注記を求めることを明確にした。</p>	<p>公開草案に寄せられたコメントを踏まえて中間財務諸表の注記の取扱いについて明確化するものであり、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。</p>

6. 上記の検討の結果、現状の文案では、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以 上